

貸与

日本学生支援機構「奨学金継続願」の提出に関するお知らせ

日本学生支援機構の貸与奨学生となっている人は、次年度も奨学金の貸与を希望することについて、年に一度、「継続願」の提出が必要です。*次年度の貸与を希望しない場合も必要です。

「貸与奨学金継続願」提出対象者

令和4年10月末時点で、日本学生支援機構貸与奨学金が「振込中」「保留中」の人

※対象外

- ・令和4年度中に満期になり奨学金の貸与が終了する人(または貸与終了済の人)
- ・「保留中」で、昨年度の「貸与額通知」に表示された「振込明細」以降に振込みがなかった人
- ・「休止中」又は「停止中」の人
- ・令和4年11月以降の採用の人

【重要】

☆令和4年11月以降に貸与終期を延長した人や、次年度からの奨学金の辞退を希望する人も手続きが必要です。辞退を希望する場合は、「奨学金振込みの継続の確認」の項目で、「奨学金の継続を希望しません」を選択してください。

☆給付奨学金を受給しており、第一種奨学金の貸与月額が併給調整により0円となっている人も手続きが必要です。

☆第一種奨学金、第二種奨学金の2つの奨学生番号がある人は、それぞれの番号で「奨学金継続願」の提出(入力)が必要です。

奨学金継続願の提出(入力)

①『奨学金継続願』入力準備用紙」、貸与額通知の内容を確認。

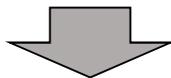
*『奨学金継続願』入力準備用紙」の内容に沿って、必要書類等を確認ください。

②『奨学金継続願』入力準備用紙」に下書きを記入する。

③スカラネット・パーソナル(スカラPS)から継続願を提出(入力)する。

【入力期間】 令和4年12月15日(木)～令和5年1月16日(月)

※8:00～25:00(土日祝日も可) ただし、年末年始(12月29日～1月3日)除く



審査(適格認定)

提出された「奨学金継続願」の入力内容と学業成績等を総合的に審査し、奨学金継続可否等(【継続】【警告】【停止】【廃止】)を判断します。

【継続】

貸与奨学金の交付は継続されます。

【警告】

貸与奨学金の交付は継続されますが、学業成績が回復しない場合は、「廃止」となることがあります。

【停止】

貸与奨学金の交付を停止します。学業成績が向上した場合は、復活することがあります。

【廃止】

貸与奨学生としての身分を失い、奨学金の交付が取り止められます。後日、返還に関するが通知が交付されます。

貸与

入力上の注意

◆スカラネット・パーソナルについて

スカラネット・パーソナル未登録の人は、継続願の入力の前に登録してください。また、スカラネット・パーソナルにて「貸与額通知」を確認してください。

◆「E-あなたの返還誓約書情報」について

連帯保証人・保証人の住所(住民票住所)・氏名等(人的保証の場合)、連絡先の住所・氏名等(機関保証の場合)が表示されています。これらに変更や訂正がある場合は、「奨学金継続願」提出後、大学に申し出てください(継続願での変更はできません)。

◆収支の差額について

「H-経済状況」について「5 収入に関する金額」と「6 支出に関する金額」の入力を行うと、「7 収入と支出の差額」は自動で表示されます。

この差額が 36 万円以上(大学院生は 45 万円以上)ある場合は、過剰貸与として「適切な奨学金貸与額への変更」の指導対象者となり、次年度に大学から減額の意思や支出状況等についての確認を行います。

※例年、勘違い等により誤った金額を入力する学生がいます。入力内容をよく確認し、収支の差額を計算してから入力をしてください。

◆入力内容の訂正について

入力内容の訂正はできません。このため、必ず下書き用紙に記入し、誤りのないように入力してください。入力内容に誤りがあった場合は、下記【お問合せ】に連絡してください。

◆「奨学金継続願」の入力完了について

入力が最後まで終わると受付番号が出ますので、これを必ず印刷または画像保存してください。

2023年4月以降の奨学金の継続を希望しない人へ

希望しない場合でも、継続届(奨学金の継続を希望しませんを選択)を提出してください。

次年度からの奨学金の継続を希望しない人で、以下の変更を行う場合は、継続願の提出後、すみやかに大学に申し出て手続きを行ってください。【注意】貸与終了後は変更ができません。

①所得連動返還方式から定額返還方式への変更(第一種奨学金のみ)

②利率の算定方法の変更方法の変更(第二種奨学金)

【お問合せ】

事務棟 1 階 教育グループ学生支援チーム

TEL/027-344-6262

E-mail/gakusei@tcue.ac.jp